

青木村自転車用ヘルメット購入補助金要綱

令和 2 年 12 月 15 日

(目的)

第 1 条 この補助金交付要綱は、自転車を利用する村民の事故による受傷を防止するための自転車用ヘルメット（以下「ヘルメット」という。）の普及を目的とし、ヘルメット購入に要する費用の一部に補助金を交付し、交通事故の被害から守るとともに交通安全意識を高めることを目的とする。

(対象者)

第 2 条 補助金の交付の対象となる者は、次のいずれにも該当する者をいう。

(1) 青木村に住所を有する、高校生以上の者

(2) 村税等の滞納がないこと

(補助範囲)

第 3 条 1 人につき 1 回の補助とする。

2 3,000 円を上限とし、購入費の 2 分の 1 を補助する。ただし、その額に 100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 自転車損害賠償保険等に加入している者。

4 購入したヘルメットが S G マーク、C E マーク等の安全基準に適合していること。

(申請手続)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、ヘルメットを購入した日から 3 カ月以内に、青木村自転車用ヘルメット購入補助金交付申請書兼請求書（様式第 1 号）にヘルメット購入時の領収書及び保証書（写し可）を添えて、役場へ提出すること。

(補助金の交付)

第 5 条 提出された申請書を審査後、申請者の口座へ振込む方法により交付する。

(補則)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、村長が定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 5 月 1 日から施行する。